

平成 30 年 6 月 1 日号

## 消費生活Q & A

Q お試し価格 500 円の健康食品を注文しました。1 回限りだと思っていたのに 2 回目が届きました。解約できるでしょうか。

A 健康食品や化粧品の定期購入に関するトラブルは、多くの相談を受けています。

「初回無料」「1 回 500 円」という宣伝を見かけ安さにひかれ契約内容を確認しないまま購入し、2 回目に商品が届いて初めて定期購入であることに気付く方が多いようです。また、事業者にも電話をかけても通話中でつながらないケースも多くその間にまた商品が届いたりします。

商品を注文する前に「定期購入が条件になっていないか」「定期購入期間内に解約が可能か」「解約の申出先や方法」など契約内容や解約条件について表示を確認し慎重に判断しましょう。表示に問題がある場合は解約できる場合もあります。契約トラブルにあった時は消費生活センターにご相談ください。

問合せ・・・消費生活センター ☎（４２２）２１５５